

第2回薩摩川内市行政改革推進委員会 会議録

開催日時	平成27年7月7日(火)	13:30～16:00
開催場所	薩摩川内市役所 601会議室	
出席者	委員	吉満会長、小島副会長、外薗委員、上梶委員、中野委員、徳田委員、山本委員、山下委員
	事務局	行政改革推進課長、同課長代理、同課職員
	傍聴者	なし

□会次第

開会		主管課・室
1	開会	
2	協議	
	(1) 補助金評価の進め方について	
3	補助金評価	
	(1) 自治会再編推進協議会補助金	コミュニティ課
	(2) 自治公民館等設置事業補助金	コミュニティ課
	(3) ゴールド集落重点支援地区補助金	コミュニティ課
	(4) ゴールド集落自主活動支援補助金	コミュニティ課
	(5) ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金	コミュニティ課
	(6) ゴールド集落支援市民活動補助金	コミュニティ課

□議事

1 開会

○会長

(挨拶と前回欠席だった委員の紹介)

2 協議

○課長 前回、委員会の中で主管課毎に評価する方法で意見がまとまった。それに付随して、補助金毎に質疑・協議をするか、全ての補助金の説明を聞いた後に、まとめて質疑・協議をするかどちらの進め方がよいか決めていただきたい。

○会長 何か意見はあるか。

○委員 補助金によっては、関連性が出てくるものもあるため、全ての補助金の説明を聞いた後にまとめて質疑・協議する方法

がよいと思う。

○会長 まとめて質疑・協議となると1回振り出しに戻ってしまうが、補助金の流れや関連性は、わかると思う。まとめて質疑・協議の方法でよい。

○委員 異議なし。

○会長 説明後、まとめて質疑・協議する方法で進めていく。

3 補助金評価

(1) 自治会再編推進協議会補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 対象となる自治会の総数、この補助金の開始時期、成果指標の目標値を設定していない理由を教えてください。

●**主管課** 対象となる自治会は、本年度 4 月 1 日現在で 577 自治会である。この補助金は平成 22 年度に立ち上げ、補助を開始している。成果指標の目標値の設定については、小さな自治会から大きな自治会まであるので難しいところであり、自治会の再編について大変苦慮している。自治会にはそれぞれの地域性があり、自治会運営を進めていく中で、「役員をする人がいない」、「事業が進められない」等の相談を受けた場合は、こちらから地域に出向いて、補助金を活用しての自治会再編についての協議を促す場合がある。最近では八重地区で自治会再編の話が出ており、先日、地区全体的話し合いに参加したところである。様々な自治会で自治会再編の話は出ているが、こちらから積極的に自治会再編を推進するという働きかけはしていないのが現状である。

○**委員** 平成 25 年度は、東郷地域の再編は実現できなかったようだが、同じ地域が再度、自治会再編をしたいと申し出た場合、補助金を出すのか。

●**主管課** 同じ自治会同士の再編だったら、補助金は出さないが、違う自治会との再編だったら補助金を出す。

○**委員** 自治会再編後に 3 年間は、お金を貰えるが、これは交付金で出しているから補助対象ではないのか。

●**主管課** おっしゃるとおり、交付金の措置である。3 地区を 1 地区に合併した際、交付金の支払いについては、1 地区分ではないかと思われがちだが、激変緩和のために、3 年間の世帯規模割は、3 地区分の算定で交付金を支払うこととなっている。だが、この補助金とは趣旨が違う。

○**委員** 地区コミュニティ協議会の再編、合併についての補助金はないようだが、これについては今後どのように考えているのか。

●**主管課** 地区コミュニティ協議会の再編、

合併については今後の課題としている。自治会再編と同様、こちらから積極的に推進する働きかけはしておらず、地域からもそのような声は出ていないのが現状である。今後、行政主導で進めるのかも含め、このことについては、検討していかなければならないと考えている。

○**委員** 地区コミュニティ協議会再編を含めて、この制度の拡大を検討していただきたい。

3 補助金評価

(2) 自治公民館等設置事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**委員** 現在、空き家対策において新築を規制すべきとの声があがっている。既存自治公民館を見ると、改修費用がかなり発生するのではないと思われる。これからの自治公民館の維持管理費を考えると新築事業をある程度規制し、既存自治公民館の改修補助の充実を図っていくべきではないか。特に既存自治公民館に関しては、財政面も厳しく、畳もボロボロといったところもある。このことから、空き家の有効活用や新築事業に対する考え方、既存自治公民館の改修に重みを置くという面について、市の考えを教えてください。

●**主管課** 空き家を購入して自治公民館にすることは本補助金ではできない。空き家を自治公民館と位置付け、企画政策課が行っている空き家改修支援事業（地域課題を解消する目的で所有者等から空き家を借り受け、改修するもの）を活用すると、補助対象額として、工事等に要する経費の 4 分の 3 に相当する額で、300 万円を上限に補助を受けることができる。

○**委員** 新築事業が、補助対象事業に入っているが、過去 3 カ年の決算状況を見ると、平成 25 年度は 1 件、平成 26 年度は該当がないようである。これを見ると、補助対象事業に新築事業を入れていいものなのか疑問に思う。それよりは、既存自治公民館の改修等に補助を出していただき、新築事

業については、違う補助金で対応するのはどうか。新築で自治公民館を建てるにしても約2,000万円程度の費用が発生し、補助が360万円しか出ないのであれば、残りの約1,700万円は自治会負担になる。これは、自治会にとって財政的に厳しいものとなる。よって、新築事業は補助対象事業から除外し、改修事業のみ補助対象としたらいいのではないかな。

- 主管課** 新築事業について違う補助金で対応することは、県・国の補助制度等もあるが、実際は活用が難しいところである。また、宝くじの助成金によるコミュニティセンター助成事業（住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（地区コミュニティセンター・自治公民館等）の建設又は大規模修繕等に係る事業を補助するもの。）というものがある。助成金は、対象となる事業費の5分の3に相当する額であり、上限が1,500万円である。これに当たる自治会もまれにある。ただし、補助対象枠が少なく、希望どおりに採択される訳ではない。自治公民館は日常的に使用する施設なので、自治会によっては、自治会で積み立てをして、更に補助金を活用し、自治公民館を新築で建てるところが年に1件、2件ある。薩摩川内市としても自治公民館は、地域の核であるので、予算枠をしっかりと確保し、補助をしていきたいと考えている。市としては、公共施設を減らそうとしている現在、自治会のために新築の自治公民館を建てるということは、相反する行為になるという面も理解している。

- 委員** 平成27年度の予算額が1,300万円とあるが、新築事業の申請が2、3件あったら、予算が足りなくなるのではないかな。

- 主管課** 予算要求の前に、各自治会と協議を行い、要望をとっている。前年度にとった要望はなるべく受け入れるようにして

いる。しかし、改修事業等で同じ自治会に対して何年も連続して補助金を出すことはできないので、改修をするなら1年でとお願いをしている。

- 委員** 新築の要望が出た場合、増改築、補修50万円の5倍の300万円の金額が突出する。改修について前年も今年もと出てきた場合、精査しているのか。

- 主管課** 自治会に要望をとった際に、新築であれば、その金額が突出するので見てわかる。そこで、本来に来年度その予算が必要なのか精査はしている。また、何年も連続して補助金をもらうことがないように制限をしている。また、自治会からの希望はなるべく通すようにしている。

- 委員** 査定するのか。

- 主管課** 課で調整はする。同じ年度の中で、新築が5、6件でてくるケースは少ない。査定というよりは、調整をしている。

- 委員** 自治会が予算を希望したら100パーセント通るのか。

- 主管課** だいたい通る。

- 委員** 災害の時など緊急で補助が必要になったときは、どうするのか。

- 主管課** 現地を確認した上で、緊急性、必要性があれば補助する。

- 委員** 災害の場合は、年度途中でも補助してくれるのか。

- 主管課** 危険性、緊急性がある分については、財政課と協議をして対応する。

- 委員** 災害時を想定し、補正予算をとるなどして対応していただきたい。

- 主管課** おっしゃるとおりである。

- 委員** 資料1に戻るが、自治会を再編する中で、ゴールド集落を含む財政基盤が弱い自治会であれば、再編にかかる費用を負担してあげる必要があると思う。資料2については、自治会の中でも自らの自治会費で事業を賄える所もあるし、財政基盤の弱いゴールド集落の自治会では自己負担が困難なところもあると思う。補助金の出し

方についても各自治会の状況を把握する必要があると思うが、この点についての主管課の意見を聞かせていただきたい。

●**主管課** 財政的に潤っている自治会もあれば、自治会の財源自体が不足している自治会もある。自治会館の施設整備等については、財政状況までは調査していないのが現状である。行政の場合、一律公平が原則となっており、統一的な補助制度をせざるを得ない。会員が少ない自治会は、当然会費収入も少なく、財政的に厳しい自治会もある。また、約3割の自治会は、自治公民館を持っておらず、民家を自治公民館とみなしている自治会もあるのが現状である。これについては、今後の課題としたい。

○**委員** 調査をすることで労力が増えるのか。

●**主管課** 577自治会あり、広域に渡るので調査するのは厳しいと思う。財政状況を調査、分析をして、より公平に均等にするための手立ては必要だと思うが、現在の当課の体制で、細かい補助制度の構築や各自治会の財政状況を把握するのは厳しい。

○**委員** 検討する余地はあるか。

●**主管課** 補助金は、3年に1度見直しをしなければならない決まりになっている。その都度、世帯区分や世帯数を少しずつ変えている部分はある。しかし、財政状況まで把握するのは難しい。また、会費を徴収している自治会もあれば、会費を徴収していない自治会もあり、財政難だという声も多数あがっているので厳しい。

○**委員** 自治公民館に係る改修については、地震、台風等の自然災害に起因するような突発的な事象で早期に修理を行う必要がある、自治会員の承認を得る時間、また予算等がない場合、市に補助金を要請することは理解できる。このような突発的な自然災害時の対応について、検討していただきたい。

●**主管課** 災害復旧補助ということで、自治

公民館の改修補助については、災害対応分の補助金が別にある。また、この補助金の補助率は、100パーセント補助ではないので、自治会側としても手出しが出るのは、覚悟した上で申請していただかないといけない。

○**委員** 既存の役所理念だとそうだが、現状を把握し、市民のニーズに応じてあげるべきである。規則、法令等も、時代の変化に応じ変えていくべきである。「条例にそう謳ってあるので対応できない」ということでは、行政の仕事として成り立たない。必要な要求があれば、検討して応じるべきである。

●**主管課** 個人の住宅だったら、生活の拠点であるため、当然、早急に対応しなければならない。しかし、自治公民館は居住空間ではない。また、自治公民館を持っていない自治会もあるので、そこに100パーセントの補助を費やすというのは、特殊であり、この制度には定められていない。

○**委員** 避難場所として、自治公民館が使用される場合もある。災害時、避難場所として行かないといけない場合もあるので、もう一度検討していただきたい。また、ゴールド集落と財政基盤が弱い自治会を除いて、他の自治会は、将来的に予測可能な補修、修理の費用等を賄うために、自治会で予算を積み立てる等の措置を構築し、自治会役員が自治会の理解を得る努力をすべきである。各自治会の自助努力の有無についてどのように査定をしているのか。

●**主管課** 自治公民館は、会員の皆様で建てていただいている。本来ならば、自治会で積み立てをして、自治公民館を建てていただくのが1番である。しかし会員が少なく財源が不足している中で、自治公民館の建設を目的とした積み立てをすることは厳しいのが現状である。自治公民館を持っていない自治会もあり、これから自治会を育成し、地域の活性化を進めていくにあたっ

ては、このような補助をするのはやぶさかではないと考える。

3 補助金評価

(3) ゴールド集落重点支援地区補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 ゴールド集落の定義を教えてください。

●主管課 ゴールド集落は、高齢化率が50パーセント以上の自治会である。

○会長 事前に送付されてきた資料の中にゴールド集落の概要が書かれた広報紙の4月号も入っているので参考にしてほしい。

○委員 ゴールド集落ではあるが、自治会という組織ではない集落もあるのか。

●主管課 ゴールド集落は、自治会という扱いである。

○委員 会費を納めていない自治会もあるのか。

●主管課 自治会の中で未加入者という取扱いの方は存在する。基本的には、居住地域の自治会に加入してもらうが、自治会費の支払いをせず、自治会未加入者となっている方は存在する。

○委員 説明の中でゴールド集落とは、高齢化率が50パーセント以上の自治会ということであった。ゴールド集落重点支援地区補助金の補助対象者は、高齢化率が60パーセント以上の自治会ということだが、高齢化率が50パーセント以上60パーセント未満の自治会は、補助対象にならないのか。

●主管課 ゴールド集落重点支援地区補助金については補助対象にならないが、ゴールド集落自主活動支援補助金、ゴールド集落地区コミュニティ協議会活動補助金、ゴールド集落支援市民活動補助金の3つについては補助対象となる。

○委員 その理由を教えてください。

●主管課 ゴールド集落の中でも重点的に支援すべき地区として高齢化率60パーセント以上を設定している。50パーセントに設定するとゴールド集落重点支援地区ではなくゴールド集落全体が補助対象にな

ってしまう。ゴールド集落の中でも過疎、高齢化が進んでいる地区を重点的に支援するため、高齢化率60パーセントを設定している。

○委員 ゴールド集落重点支援地区補助金の趣旨は、財政基盤が弱い自治会に対しての補助を目的として補助金を交付しているのではないのか。資料7ページを見ると、自治会花見に補助金が使用されている。これは、一般市民の目線で考えるといかがなものかと疑念を持たれるのではないのか。自治会員の融和と親睦を図る等の理由付けもあると思料されるが、理由は何とでも付けられると思う。これについての市の意見を聞かせていただきたい。

●主管課 この補助金の補助対象経費は、自治会活動に係る経費ということで、明確な使い道は定められていない。ゴールド集落全般の事業計画を進めていく中で予算が溶け込む形で執行されても構わないという補助金である。また、補助金を花見だけに使用しているのではない。住宅周囲の清掃やゴミ置き場の建替え等の作業を含め、事業計画の一環の経費として理解をしている。

○委員 事業実績書に花見と書いてあるから目立ってしまう。一般市民が見たときに疑念を持たれないような記載方法を自治会に対しアドバイスをするべきではないか。

●主管課 おっしゃるとおりである。これは、補助金実績報告書の添付資料を自治会の総会資料としている。自治会の総会資料なので、敬老会や運動会、花見と書いてあるのが現状である。

○委員 私は、資料を基に意見を出している。資料8ページの決算書に自衛隊協力費、消防後援会費、消防慰労会が計上されていることが見てわかる。財政基盤が弱い自治会だから補助金を貰っているのに、公的機関へ支出をするとはいかがなものか。私だけ

でなく一般市民も同じことを考えると思う。これでは、強い者が弱い者から寄付金を貰っているのと同じではないか。寄付金を貰っている公的機関は、弱いものから寄付金を貰わなくても支障はないはずである。補助金を貰っている自治会が寄付金を支払うことについて、検討すべきではないか。

●**主管課** このような経費は、各自治会同様に支払っていると思われる。それを偽りなく記載されたものが、本課への資料として提出されている現状である。

○**委員** 資料は資料でいい。私自身も大きな自治会に所属しており、総会の総会資料の決算書には同様の支出が計上されている。だが、それは私の所属している自治会が若い人も多く、財政基盤が安定している大きな自治会だからということで理解できる。しかし、補助金を貰うような財政基盤が弱い自治会が、公的機関に寄付金を支払うことは、おかしいと思う。

●**主管課** 自治会は自治組織であり、社協費や共同募金、消防後援会費などは世帯割で支払われている。支払いは強制でないが、団体として支払いをしないと活動が成り立たないということもあり、自治会会員やその周りの理解を得て支払っていただいている。それを行政の立場から支払うなどという指導はできないということは理解をしていただきたい。

○**委員** ゴールド集落重点支援地区補助金とゴールド集落自主活動支援補助金は、どちらもゴールド集落に対しての補助金であるが、違いが分かりづらい。この2つを分けている理由を教えてほしい。

●**主管課** ゴールド集落重点支援地区補助金は、高齢化率が60パーセント以上の自治会が対象であり、特に高齢化率が進んでいる地域で、補助対象の基準に基づいて補助金を出している。ゴールド集落自主活動支援補助金は、自治会が活動を進めていく

中で不足する財源を補うことを目的として補助金を出している。以上のことから、2つに振り分けている。

○**委員** この2つの補助対象経費の表現が微妙に違うが、具体的には何が違うのか。

●**主管課** ゴールド集落重点支援地区補助金の方が、使い道が幅広い。

○**委員** 補助対象者であるが、補助金申請していない自治会もあるのか。6割くらいか。

●**主管課** 昨年度のゴールド集落自主活動支援補助金の申請率は約80パーセントである。今年も現時点では約75パーセントの申請がされている。ゴールド集落重点支援地区補助金は、約60パーセント以上であり、対象となる自治会には申請してもらうようお願いをしている。ここがゴールド集落自主活動支援補助金との違いだと思う。

○**委員** 申請状況も緩やかなのか。

●**主管課** そのとおりである。

3 補助金評価

(4) ゴールド集落自主活動支援補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**会長** こちらの補助金は、ゴールド集落重点支援地区補助金と比べ補助対象経費の使い道が決められているようである。何か意見はあるか。

○**委員** 資料12ページの収支清算書の支出の項目に、報償費グラウンドゴルフ、ゲートボール大会景品とあり、景品が補助金から賄われている。これは、一般市民の目線からいかなものかと疑念を持たれるのではないか。この大会は、自治会員の融和と親睦及び健康づくりを図る等の理由付もあると思われるが、いくら何でも景品までも補助金から出されているのは行き過ぎではないか。市の意見を聞かせていただきたい。

●**主管課** ゴールド集落は、財政的に厳しい自治会が多く、小規模自治会においては、事業自体を成立させることが難しいのが現状である。ゴールド集落支援という形で

はあるが、他の自治会からしたら恵まれた助成制度であると私自身も感じている。報償費については、自治会が行う事業に対しての補助として認められており、食糧費の弁当代は1,000円以内まで等の上限を定めている。この補助金は、ゴールド集落が事業を進めていく中で不足する経費に充てるということでこのような使い道を認めている。

○委員 市民は、それで納得するのか。補助金を景品代に使うのはおかしい。日本は多額の借金を背負っているのにもかかわらず、補助金に頼りすぎて感覚が麻痺している。補助金は麻薬と同じである。これについては日本人全員が考えていかなければならない。また、自治会が補助金申請に来た際、主管課から使い道等について指導すべきではないか。

○会長 報償費と書いてあるが、報償費を推奨するような書き方はされていない。委員のおっしゃるとおりである。主管課から自治会に対し、報償費とは何ですかという問い合わせをすべきではないか。これを踏まえて、当該自治会とお話をしていただきたい。

○委員 ゴールド集落については、食糧費が補助対象経費の中で認められているようだが、港まつり事業補助金やウミネコまつり事業補助金といった他の補助金では認められていない。ゴールド集落だけ食糧費が補助対象経費として認められるのはおかしいのか。

●主管課 その2つの補助金については、観光事業の経費を補助することを目的としている。ゴールド集落についての補助金は、活動経費を補助することが目的であり、人が地域の集まりに出てきやすいような雰囲気を作っていただくという意味も込めて弁当代やお茶代を認めている。

○委員 一般的には、委員のおっしゃるとおり、食糧費は補助対象経費として認められ

ない。ゴールド集落など小規模な自治会では、先ほど主管課が説明されたような目的があるということで理解できる面もある。

3 補助金評価

(5) ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 7ページの収支(清算)書を見ると賃金や食糧費(材料代等)が支出に含まれているが、これはいかがなものか。地区コミュニティ協議会がゴールド集落をいくら支援するとしても、賃金を計上している活動についてはボランティアであるべきであり、賃金を支払うのはおかしいのではないのか。この補助金の使い道について市の意見を聞かせていただきたい。

●主管課 ゴールド集落の支援は行政だけでなく、地区コミュニティ協議会に任せている部分もある。地域が関わることで、地域全体でゴールド集落を支えようという意識作りをしていただきたく、補助金を交付している。それが実質どのような効果を出しているかは把握していないため、検証する必要があると考える。また、この制度の補助要綱は当初のままである。今後、様々な意見が出るようであれば、補助内容を精査していかなければならないと考えている。

○委員 委員がおっしゃった賃金については同じ意見である。また、賃金や謝金が計上されない人選を行う必要があるのではないか。

●主管課 ボランティアでは立ち行かないのが現状である。この賃金については、時間単価の上限を600円とし、労働時間は8時間を上限と設定している。ゴールド集落は市街部と違い、環境整備をしなければならない箇所が多い。ボランティアを募集しても人は集まらないことが想定される。よって、鹿児島県の最低賃金である670円まではいいが、600円の支払いと労働上限時間を設け、ゴールド集落を支援することを申

し出る人を募っている。また、賃金、弁当
代も出ないとなれば、ゴールド集落を支援
する団体は出てこないのではないかとい
う懸念もある。現場サイドとして甘いとい
われるかもしれないが、現状としてはこの
ような認識である。

○**会長** 平成 26 年度水引地区コミュニティ
協議会は 55 万円の補助を受けている。ま
た、ゴールド集落自主活動支援補助金につ
いても平成 26 年度水引地区の自治会だけ
で、合計 110 万円程度の補助を受けてい
ることがわかる。資料 4 と資料 5 だけ見ても
水引地区は、補助が大変裕福である。委員
の査定という言葉もあったとおり、これは
いかがなものか。仮に、ゴールド集落自主
活動支援補助金を全自治会が申請されて
いるのであれば、ゴールド集落支援地区コ
ミュニティ協議会活動補助金の申請はど
うされるかといった助言が必要なのでは
ないか。

3 補助金評価

(6) ゴールド集落支援市民活動補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**委員** 9 ページの収支(精算)書の支出の項
目に、謝金が生計上されているが、この活動
はボランティア活動として位置付けし、謝
金の支払いはなしという扱いにできない
のか。また、謝金が生計上されない人選を行
う必要があるのではないか。

●**主管課** この事業は、社協が行うボラン
ティア養成講座の修了生たちがグループを
結成し、ゴールド集落を支援することを目
的としてサロン事業を開催しているもの
である。収支(精算)書の支出の項目に計上
されている講師謝金とは、サロン事業で健
康体操を行う際などに、外部からお招きし
た体操講師に対して支払うものである。講
師は、ボランティアの団体に所属している
わけではないので謝金が発生する。外部か
ら講師を呼んでサロン事業を行うケース
に対しての謝金ということで認識してい
る。

○**会長** 概ね謝金の取り扱いについては、外
部からという認識でよい。

●**主管課** 自分たちボランティアグループ
に対しての謝金ではなく、外部の講師に対
しての謝金と認識している。

○**委員** 謝金はいりませんという人はいな
いのか。

●**主管課** いらっしゃると思うが、講師を
呼ぶ側としても謝金を支払わないのは申
し訳ないという気持ちがあると思う。

○**委員** 謝金は出ませんが、講師として来
ていただけませんかという呼びかけをし
てみてはどうか。

●**主管課** やり方については、今後指導し
ていこうと思う。

○**委員** やり方を一工夫していただきたい。

○**委員** 補助対象事業・活動の内容で、N P
O の活動対象となる地域は、ゴールド集落
なのか。

●**主管課** 活動の内容としては、主体的には
ゴールド集落を対象としているが、周辺の
地域の住民を拒むわけではない。例えば、
サロン事業をゴールド集落地域の自治公
民館等で行った際、ゴールド集落の自治会
が許せば、周辺自治会の住民が参加しても
特に問題はない。

○**委員** 先ほどの報償費といったものと似
たような形になるか。

●**主管課** 自治会主催の事業だけでは固定
化してしまうので、ボランティア団体、市
民団体、N P O といった地域の枠から離れ
た人たちが地域に入って援助する仕組み
を構築する必要があると考える。このよう
な団体を育成するのも仕事の一つである
と認識している。

○**委員** 活動としてはとてもいいと思うが、
対象地域が偏らないか心配である。対象地
域が偏らない方法を考えなければならな
いのではないか。

●**主管課** ゴールド集落の支援自体が、他の
自治会の支援と比べると偏った運営にな

ってしまう。しかし、どこかで線引きをしないと制度として成り立たない。この弊害として、ゴールド集落を抜けたから補助金がもらえなくなったという声があがっている。我々としては、この補助金を活用して、ゴールド集落を活性化させ、ゴールド集落を抜けてほしいという願いがある。この補助金は、平成 28 年度末までの期限であり、制度の見直しが必要になる。また、ボランティア団体から活動地域について相談があったときは、当課で活動地域が偏らないような配慮をしている。

3 補助金評価 まとめ

(1) 自治会再編推進協議会補助金

○**会長** 企画政策部コミュニティ課より 6 補助金の説明があり、委員の皆様から意見・質問をいただいた。これから主管課の内部評価に対し、私ども委員の意見を統一し外部評価を行う。意見・質疑の際に、言い足りなかった部分は、この評価の際に付け加えることができる。再度、1 件 1 件確認しながら進めていく。

自治会再編推進協議会補助金については、「同じ自治会同士の再編では、2 回目は補助対象にできない」、「補助金と交付金の考え方は違う」、「コミュニティ協議会の再編について今後の考え方」、「目標値の定め方は、自治会側で検討していただくので自治体側で目標値は定められない」、ということであった。これらを踏まえて意見をまとめたい。言い足りない意見はあるか。

○**委員** 地区コミュニティ協議会の再編の検討をしていただきたい。

○**会長** 地区コミュニティ協議会の再編ですね。委員の、自治会再編推進協議会補助金と自治公民館等設置事業補助金の補助金全般についての意見があったが、議事録に記載されると思う。それでは、まとめに入る。外部評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性として、内部評価は「見直しの上で継続：拡大」とあるがいかがか。

○**委員** 自治会再編のみの拡大ではなく、地区コミュニティ協議会再編を視野に入れた制度の拡大をしていただきたい。

○**会長** 今後の改革の方向性として、内部評価は、「見直しの上で継続：拡大」となっている。外部評価は、委員の意見を取り入れ「見直しの上で継続：拡大（※地区コミュニティ協議会再編を視野に入れた制度の拡大）」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で自治会再編推進協議会補助金を終了する。

3 補助金評価 まとめ

(2) 自治公民館等設置事業補助金

○**会長** 先ほどの意見として、「新築は補助対象事業から除外してもよいのではないか」という委員からの意見に対し、主管課は、「自治会によっては自治公民館を新築で建てるために積み立てをして計画的に進めている自治会もあるので、新築事業についても対応させていただきたい」という説明であった。また、補助対象経費については、バリアフリー関係の補修や改修が多く、高齢化に対応する使い道が増えているようである。それを踏まえてお諮りさせていただく。何か意見はあるか。

○**委員** なし。

○**会長** まとめに入る。外部評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性として、内部評価と同じく、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○**委員** 自然災害や緊急時、各自治会からの要求があった際の対応を踏まえ、査定を細かくするなど補助内容を改善して

いただきたい。

○**会長** これは、定常時の補助金であり、災害時の補助金は別の主管課で取り扱っているのではないか。

○**課長** 別にある。災害時の補助金として、特別災害復旧補助金があるということを主管課より説明いただいた。

○**会長** 定常時の補助金であり、災害時の補助金は別の課が所管している。

○**委員** 自治公民館の補修や改修にも適用されるのか。

○**課長** 共同墓地や自治公民館等の崩土除去など、多岐にわたり適用される。

○**会長** 委員からの質問で、行政改革推進課長が答弁もできる場合もあるので、積極的にご質問いただきたい。それでは、今後の改革の方向性として、内部評価と同じく、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で自治公民館等設置事業補助金を終了する。

3 補助金評価 まとめ

(3) ゴールド集落重点支援地区補助金

○**会長** この補助金の交付件数の目標値は45件で昨年度は33件の交付である。補助対象事業は自治会活動全般であり、明確な使い道は定められていない。峰山地区の自治会においては、「自由に使えるお金が2万4千円貰える」と捉えることもできる。(高齢化率に応じた基本額＋(自治会加入世帯数×千円))委員から、この補助金を花見に使うのはいかなものかという意見も出た。これについて主管課に対し、今後の事業報告書の出し方等について検討していただきたいとのことであった。何か意見はあるか。

○**委員** 8ページの決算書を見ると、7世帯から自治会費を徴収していることがわかる。様々な補助金が収入に計上されているが、これだけの補助金をこの自治会で本当に使い切るのか。また、支出の

項を見ると、アドバイザー手当や自治会長手当が計上されており、この金額は自治会費を上回っている。このような状況で本当に補助金が適正に使われているのか。自治会には様々なタイプがあると思うが、主管課は、報告書をもとに次回申請する際にアドバイスをする必要があると思う。

○**会長** この自治会の収入は、約2割が自治会費でその他は、ほとんど補助金で成り立っているようである。自治会費収入に対して、自治会長手当が高いといったことから、この補助金にかかわらず、補助金全般について、補助金に頼りすぎている自治会に対して、何らかの措置が必要なのではないかということが委員からのご意見であった。それでは、まとめに入る。公益性について内部評価はBとなっているが何か意見はあるか。

○**委員** ゴールド集落にも様々な状況があり、支援が必要なゴールド集落を考慮するとこの補助金制度は必要である。また、今後の方向性としては、補助内容の改善や他の補助金との統合になるのではないか。ゴールド集落全体の制度として考えると、この補助金制度は公益性が高いと考える。

○**会長** 今回、ゴールド集落関連の補助金が4つあり、今後の方向性として補助内容の改善をすべきでないかという意見が共通して言える。平成29年3月31日に「薩摩川内市ゴールド集落活性化条例」条例は失効するので、その見直しの際の意見として、それぞれの補助金について関連する補助金を把握した上で、補助制度を検討していかなければならないのではないかということを意見としてあげる。それでは、まとめに入る。外部評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 資料3と資料4の補助金の統合を視野に入れて補助内容の改善を検討していただきたい。

○会長 その意見を含めた「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよい。

○委員 異議なし。

○会長 以上で、ゴールド集落重点支援地区補助金を終了する。

3 補助金評価 まとめ

(4) ゴールド集落自主活動支援補助金

○会長 先ほど、資料3と資料4の補助金の連携についても指摘があったが、この補助金は、ゴールド集落活性化のための補助金であり、資料3の重点支援地区補助金に比べ、補助対象経費の使い道が決められているようである。昨年度の補助金の合計が827万円であった。これらを踏まえた上で意見はあるか。

○委員 なし。

○会長 まとめに入る。外部評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性として、外部評価は、資料3と資料4の補助金の統合を視野に入れて検討していただきたいということで、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

3 補助金評価 まとめ

(5) ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金

○会長 この補助金は、ゴールド集落の支援を申し出た地区コミュニティ協議会に対する補助金との説明だった。補助対象経費は、ゴールド集落の活動を支援す

るための直接経費であり、補助金額は、ゴールド集落数×5万円であり、ゴールド集落数が多いほど補助金が多く貰える。先ほども申し上げたが、水引地区コミュニティ協議会で55万円の補助を受けており、ゴールド集落自主活動支援補助金についても平成26年度水引地区の11自治会だけで、合計110万円程度の補助を受けている。これらを考えると、地区コミュニティ協議会は補助金を貰う必要があるのか疑問に思う。自治会が貰う補助金だけで賄えるような気がする。地区コミュニティ協議会側としてもいろいろあるのではないかと。

○委員 高齢化が進み、ゴールド集落が自治会全体に対して8割～9割となった場合、制度そのものの見直しと、自治会と地区コミュニティ協議会に対して一律的な制度の構築が必要である。将来を見据えた見直しを検討していただきたい。

○委員 ゴールド集落に対しての補助金額が多い。内部評価では、現状のまま継続となっているが、見直しの上で継続などとすべきでないか。

○委員 補助金額は、ゴールド集落数×5万円と設定されている。この補助金は平成29年3月31日に失効とあるが、そこで見直しを行い、5万円を2万5千円にする変更することは可能なのか。

○会長 できるかどうかは、主管課と財政課が検討されると思う。今のよう意見を出していただければ、次の補助金見直しの際に外部評価の意見として反映され、補助金額を2万5千円に変更するのか、ゴールド集落の補助金のみでまとめるのか議論がなされると思う。また、本委員会での意見を参考に、自治体と自治会の間に地区コミュニティ協議会が入り、自治会へ自立性を促すといった取組等の指導が必要になるかもしれない。こ

のように意見を出していただければ、外部評価として反映されるので積極的に意見を出していただきたい。

○委員 地区コミュニティ協議会は地域の核であり、その下に自治会があるので、地区コミュニティ協議会は自治会を指導していくべきである。

○委員 平成 26 年度の補助金額の合計は 500 万円と非常に大きい額である。市が自治会に対して行っている補助金制度は、制度を考え直したほうがよいと思う。補助金の必要性はあるようだが、継続しつつも補助内容の改善、又は他の補助金との統合を視野に入れて検討していただきたい。

○会長 まとめに入る。外部評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性として、外部評価は、「見直しの上で継続：他の補助金との統合、補助内容の改善」という評価でよろしいか。どちらも選択することは可能か。

○課長 これまでも選択肢は1つとしてきたので、1つの結論を出していただいたほうが本委員会としてはありがたい。

○会長 今後、自治会と地区コミュニティ協議会に対し一律的な補助金制度の構築が必要であると考え、「見直しの上で継続：他の補助金との統合」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金を終了する。

3 補助金評価 まとめ

(6) ゴールド集落支援市民動補助金

○会長 この補助金は、まちおこし、むらおこし等の団体を対象とし、ゴールド集落の活動を支援する事業について補助をする補助金である。昨年度は、19 団体

に補助金を交付しているが、19 団体で全てのゴールド集落を賄うことができるのか疑問である。また、この補助金について、「活動地域が偏っているのではないか」などの意見があった。これらを踏まえた上で、他に意見はあるか。

○委員 補助対象者が N P O 法人やボランティア団体ということもあり、補助金額がゴールド集落の他の補助金額よりも高く設定してあることがわかる。この収支（清算）書だけでは、補助金を申請した経緯や支出の部の内容がわかりづらい。ちゃんとした流れを踏んだ上で、申請が通っているのであればよいと思うが、これだけでは内容が把握しづらい。

○会長 全体が把握できないから、それがわかるようなものを提出していただきたいとのことか。

○委員 計画段階における補助金申請の理由と額、また、どのように申請、策定をしているのか不明である。

○課長 今回の資料には添付されていないが、ゴールド集落活性化事業補助金交付規則に申請書の様式がある通り、申請書は必ず提出しなければならない。

○委員 ゴールド集落の中で 5 人以上の組織をつくり、ボランティア団体を結成し、補助対象者となることができるので、重複して補助対象者となる場合もあり得る。これについては、しっかりとチェックをしていかないといけない。

○会長 重複していないかとのことですね。

○委員 湯田郷友会や伊勢美山野郎会は、ゴールド集落支援地区にある団体でもある。重複して補助金を受給している。そういう場合は、チェックをしなければならない。

○課長 主管課としては、N P O やボランティア団体を育成したいという気持ちがある。この補助金事業が団体等の育成

にも繋がるのであれば、目的が一部達成されているのではないかと考えられる。また、支援する団体等を増やして欲しいとの声もあがっているようである。

○委員 1つのゴールド集落の枠を越えて、違うゴールド集落でボランティア団体を結成し、活動するのはよいと思う。しかし、同じゴールド集落内で同じような活動をするボランティア団体に複数所属し、重複して補助金を貰うといった悪知恵を持つ方もいるかもしれない。

○会長 仮に、そういうことがあるのであればきっちりと精査していただきたい。

○委員 財政課が精査しているのか。

○課長 担当課が精査している。

○会長 この補助金については、主管課も力を入れており、NPOやまちおこし団体を育成していきたいとのことであった。この活動に、力を入れているようだが、精査が甘いのではないかという指摘をさせていただきながら、外部評価を行いたい。まとめに入る。外部評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性として、外部評価は、「現状のまま継続」という評価とし、意見として「主管課による団体構成等のきめ細かな精査、事業等の組み合わせについての配慮（同じ地域の中で、同じような事業が複数計画されている等であれば、各団体と協議）をしていただきたい。」をあげる。以上でゴールド集落支援市民動補助金を終了する。